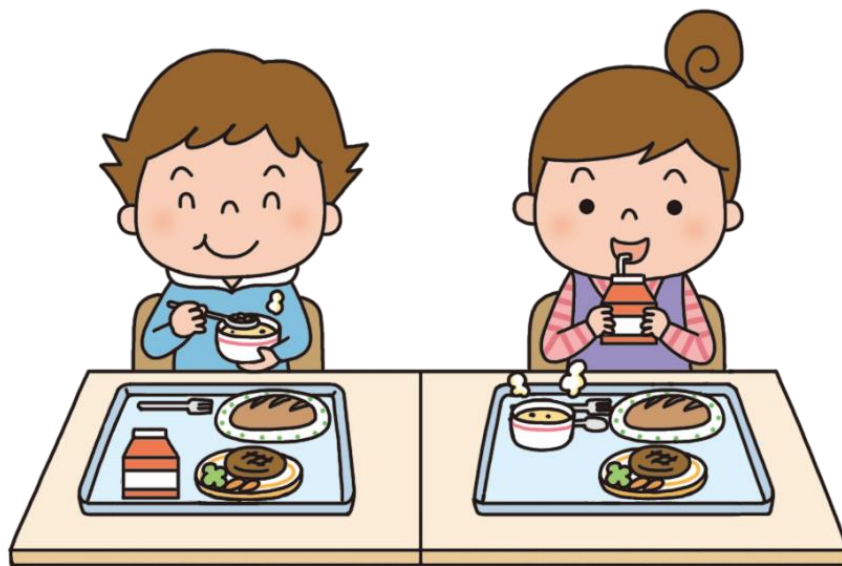


食物アレルギー 対応マニュアル



2019年 11月改訂

習志野市立保育所

習志野市立こども園

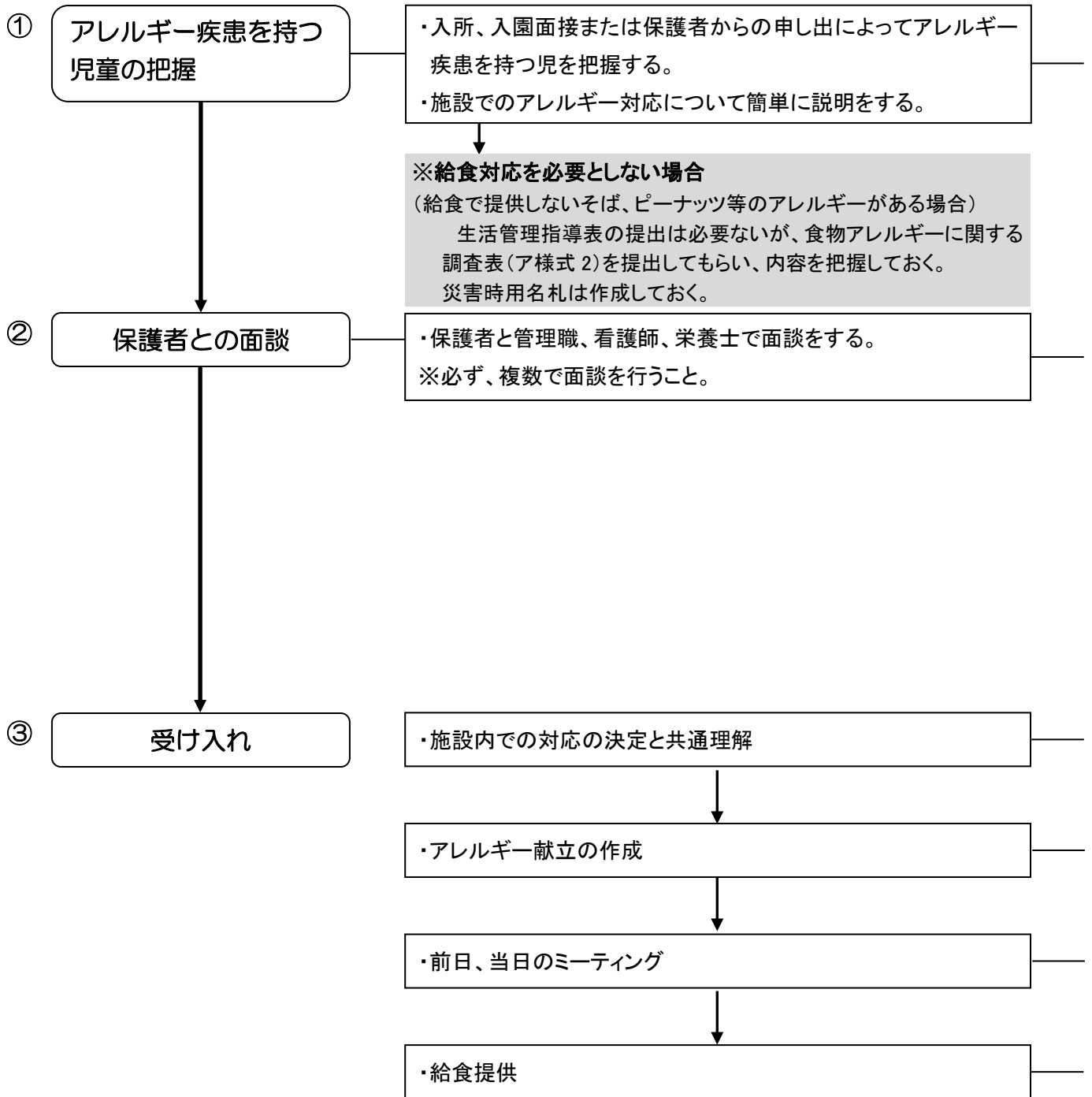
◆目次◆

○ 保育所・こども園における食物アレルギー対応の基本手順	1
○ 緊急時等に備えた処方薬を預かる場合	4
○ アレルギー対応食の提供方法（給食室用・クラス用）	5
○ 食物アレルギー・アナフィラキシーについて	7
○ 誤食時、発症時の対応	8
○ 災害時の対応	9
○ こども園の宿泊保育におけるアレルギー対応について	10
○ 保育所・こども園における食物アレルギー対応の原則	11

【別紙】

- ・ ア様式 1-1 アレルギー対応食をはじめるにあたって
- ・ ア様式 1-2 保育所・こども園におけるアレルギー対応について
- ・ ア様式 2 食物アレルギーに関する調査表
- ・ ア様式 3 アレルギー食品確認・面談表
- ・ ア様式 4 食物アレルギー児に関する報告書
- ・ ア様式 5 アレルギーチェック表（1～9）
- ・ ア様式 6 アレルギー対応食の解除について
- ・ ア様式 7 緊急時経過記録表
- ・ ア様式 8 事故報告書
- ・ ア様式 9 生活管理指導表等の提出のお願い
- ・ ア様式 10 保育所・こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表
- ・ ア様式 11 与薬指示書
- ・ ア様式 12 セカンドスクール用 アレルギーチェック表
- ・ 参考様式 1 アレルギー献立保護者確認例
- ・ 参考様式 2 セカンドスクールでの食物アレルギー対応確認表
- ・ 参考資料 災害時のアレルギー児用名札

◆保育所・こども園における食物アレルギー対応の基本手順◆



★給食提供の基本的対応

	施設の対応			
	午前おやつ	昼食	午後おやつ	備考
保育所 こども園長時間児	○	○	○	時間外おやつは家庭より持参
こども園短時間児	/	○	【預かり保育】 家庭より持参 (摂食可能な場合は提供)	※長期休業中の昼食、午後おやつ の対応は通常保育に準ずる
一時保育	×	×	×	水分補給のお茶を含め、 すべて家庭より持参

施設における管理や対応が必要な場合、かかりつけ医を受診し、給食及び食材の製造ライン、保育活動の制限や配慮について等確認してもらい、下記の書類が必要なことを伝える。また給食での対応が困難な場合は弁当の持参となることを伝える。

- **配布書類**
- ・保育所・こども園におけるアレルギー対応について(ア様式 1-1、1-2)
 - ・食物アレルギーに関する調査表(ア様式2)
 - ・生活管理指導表(ア様式 10)
 - ・与薬指示書(ア様式 11) →投薬が必要な場合

→ 提出された生活管理指導表等をもとに保護者と管理職、看護師、栄養士で面談をする。必要に応じて担任が同席する。保護者からアレルギーの状況を聞き、申し出以外にも食べた経験の有無や保育における生活上の留意点(教材や飼育など)を確認する。また緊急時や災害時の対応(投薬、エピペン、搬送先等)についても保護者と十分に話し合い確認する。確認した対応内容について、職員や消防機関等の関係部署間と情報共有することの同意を得る。話し合いの内容は記録に残し、保護者に署名、捺印をしてもらう。

- 必要書類**
- ・生活管理指導表(ア様式 10)
 - ・食物アレルギーに関する調査表(ア様式2)
 - ・アレルギー食品確認・面談表(ア様式3)
 - ・与薬指示書(ア様式 11)

→ 保護者との話し合いで決定した対応及びアレルギー児の状況については保育所・こども園職員で共通理解する。こども保育課へ報告する。

- 必要書類**
- ・食物アレルギー児に関する報告書(ア様式4)

→ 栄養士が立案するアレルギー対応献立は、内容が保護者・関係職員にわかるように前月末に献立表を作成し、管理職が決裁をする。保護者にも確認をとり、献立表に署名、捺印をしてもらう。

→ 各クラス、給食室ともに前日、当日朝のミーティング時にアレルギー食の内容を確認する。

→ アレルギー食の受け渡しは、専用のトレイと名札を使用する。受け渡し時は献立表を見て口頭で確認をし、アレルギーチェック表(ア様式5)に給食室、保育室両方で記入する。

情報は関係職員で共有し、担任以外の保育者、時間外職員にも必要事項を伝える。

アレルギー児の病状変化を確認する等、日頃から保護者と十分に連絡をとる。病状の変化及び複数のアレルギー原因食品のうち、一部でも解除があればその都度受診してもらい、かかりつけ医から新たな生活管理指導表、または診断書あるいは指示書を受けとり、保護者と再度面談をする。

(※一部解除の例:卵と牛乳のうち卵のみ解除 等)

アレルギー対応食を全て解除する場合は保護者がかかりつけ医の診断をもとにアレルギー対応食の解除について(ア様式6)を記入して、施設長に申し出る。

必要に応じて栄養士がアレルギー児への栄養教育、保護者からの栄養相談を受ける。

次年度も継続してアレルギー対応が必要な場合は、新たに生活管理指導表、与薬指示書の提出を受け、保護者と面談し、症状の変化に応じた除去の内容や連絡先を確認する。

○ プライバシーの保護について

アレルギーの情報は、プライバシーの保護に十分留意しなければならない。これらの情報は関係職員で共有するため、いつでも見られるようにするとともに、鍵付きの書庫等に保管をするなど、取扱いに注意をする。

また、アレルギーの情報は退所、退園後の施設へ正しく引き継ぐ必要がある。その際に、保護者が考えているプライバシーと施設側で考えるプライバシーの意識差がないように、十分な意思の疎通を図ることが大切である。

★食物アレルギー対応の手順の時期的な目安

	新入所・入園児 (4月入所・入園)	継続児
<ul style="list-style-type: none"> アレルギー対応の説明 必要書類の配布 保育所・こども園におけるアレルギー対応について(ア様式 1-1、1-2) 食物アレルギーに関する調査表(ア様式 2) 生活管理指導表(ア様式 10) 与薬指示書(ア様式 11) 	保護者からの申し出があった時点で	1月末～2月頃
<ul style="list-style-type: none"> 保護者より書類の受け取り(ア様式 2.10.11) 面談の実施 準備する書類 ア様式 2.3.10.11 	3月中旬 (新年度の給食開始前に行う。 ※こども園短時間児に関しては4月でもよい)	
<ul style="list-style-type: none"> アレルギー献立の作成 献立内容の保護者確認 	前月末	
<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー児に関する報告書(ア様式 4)の提出(こども保育課) 	4月初旬頃	

※途中入所・入園の場合はそのつど面談等を実施する。

※転所・転園児の場合

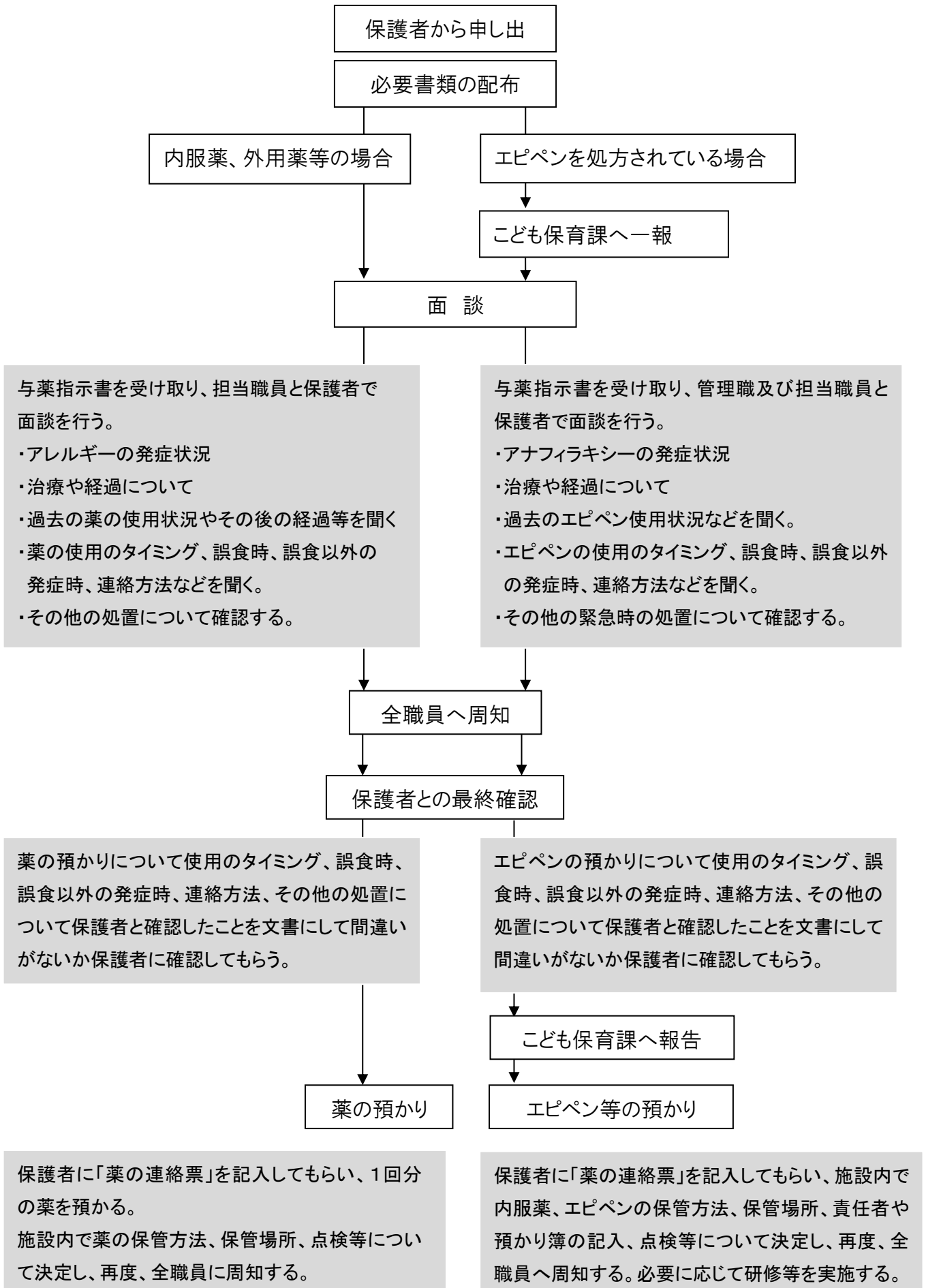
在籍中の保育所、こども園で保護者に書類(ア様式 2.10.11)を渡し、入所入園説明会の際、転入先の保育所、こども園に提出してもらう。

※アレルギー対応解除になった場合、アレルギー対応食の解除について(ア様式 6)をこども保育課へ提出する。

○ 献立内容の保護者確認について

献立実施の前月末に、除去内容を示した献立表を保護者に配付し、献立内容に誤りがないかを確認してもらい、署名・捺印の上施設へ返却してもらう。保護者の署名・捺印は、献立表に直接記入してもらい(参考様式 1 アレルギー献立保護者確認例 参照)、保管しておく。

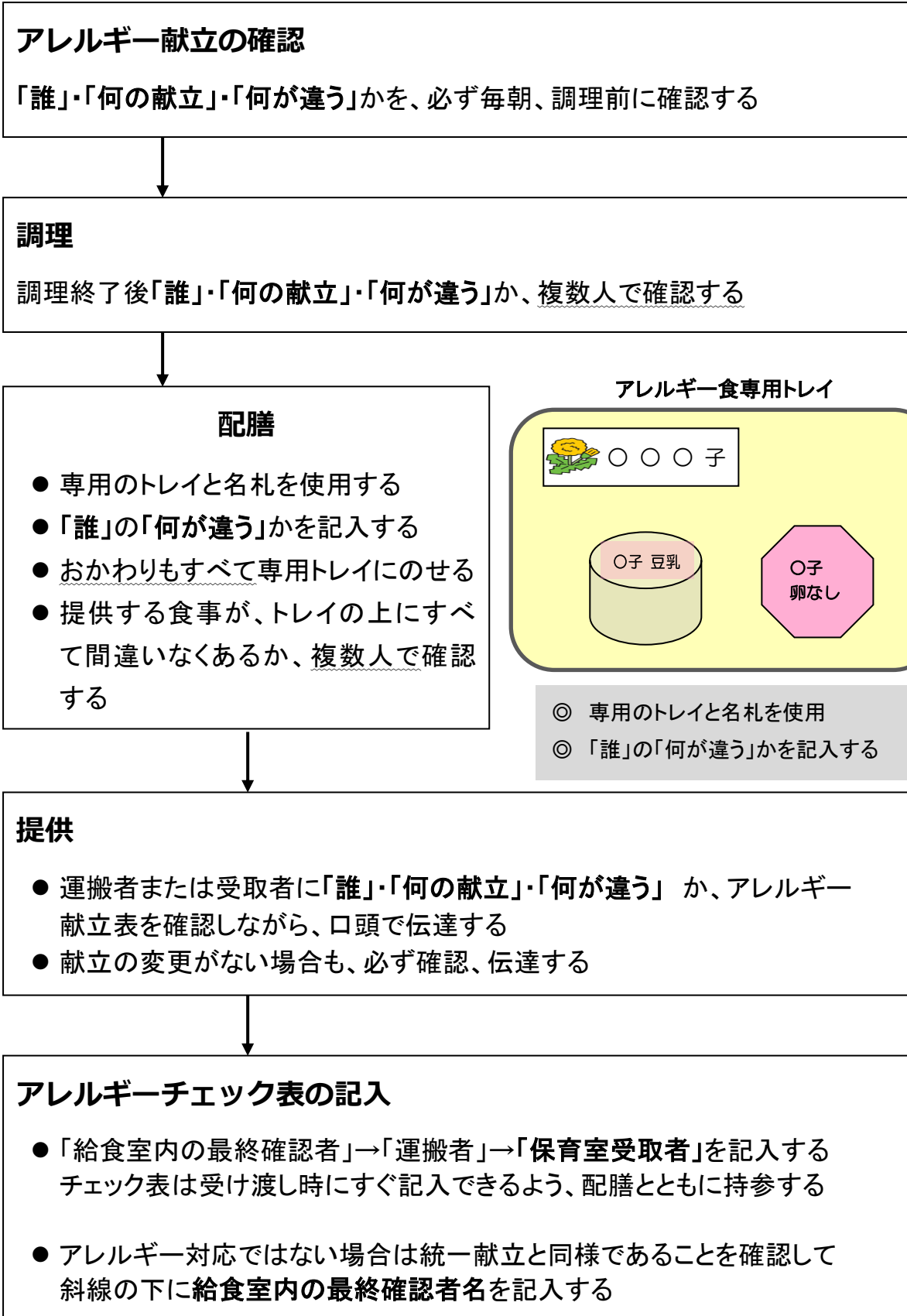
◆緊急時等に備えた処方薬を預かる場合◆



※こ保第 117 号平成 25 年 7 月 8 日
 保育所・幼稚園・こども園におけるエピペンの取扱い
 について(通知)

◆アレルギー対応食の提供方法◆

【給食室】



◆アレルギー対応食の提供方法◆

【保育室】

アレルギー献立の確認

毎朝保育に入る前に、アレルギー食の有無を確認する

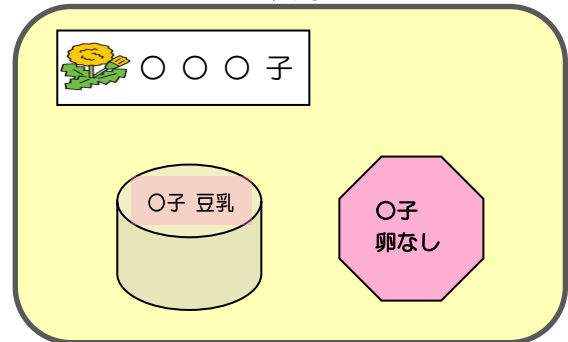
※アレルギー対応児のいるクラスに入る保育者は全員、必ず確認すること

※献立表の掲示は、個人情報保護の為、周りから見えない場所にする。

受取り

- 専用トレイで運ばれてきたか
- トレイにのっている名札は、該当児のものであるか
- 「何が違う」か、献立表と照らし合わせ、中身を運搬者と受取者で確認する
- チェック表に記入する(受取者)

アレルギー食専用トレイ



◎ おかわりがある場合も、トレイにのせて配膳する

配膳

- 子どもの着席を確認する
- 献立表と提供食の確認 「何が違う」か、正しいものが配膳されているか、職員がラップを外して確認をする。年齢に応じて除去内容を本人に伝える。
- 献立の変更がない場合でも内容の確認をする。
- 配膳の最後に子どもの顔を見て配膳する チェック表記入(配膳者)
- 席の配置は周囲の環境に配慮する

喫食

- 「誰の」・「献立」・「何が違う」か、確認する
- チェック表に記入する(介助者・担当者)
- おかわりは、トレイにのっている物のみを食べさせる。他児のものを食べてしまうことのないよう、おかわりの列に並ぶことはさせない。

喫食後

体調により、誤飲・誤食していなくても症状が出る時があるので、体調の変化に十分注意する

◆食物アレルギー・アナフィラキシーについて◆

食物アレルギーとは

特定の食物を摂取した後にアレルギー反応として皮膚、呼吸器、消化器あるいは全身に生じる症状のことをいう。そのほとんどは食物に含まれるタンパク質が原因で起こる。

<原因>

原因食品は様々であるが、鶏卵が多く、牛乳・乳製品と続き、その他に小麦、ピーナッツ、大豆製品、そば、ごま、甲殻類がある。

<症状>

食物アレルギーの症状は多岐にわたる。皮膚・粘膜、消化器、呼吸器、あるいは全身性に認められることがあるが、最も多い症状は皮膚・粘膜症状である。

複数の臓器に症状が出現する状態をアナフィラキシーと呼ぶ。呼吸器症状が出現はアナフィラキシーショックへ進むリスクが高まり、注意が必要である。

アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、息苦しきなどの呼吸器症状等が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。

その中でも血圧が低下し、意識が遠くなる、脱力する等の場合はアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しなければ、生命にかかわる重篤な状態を意味する。

またアナフィラキシーには、稀ではあるがアレルギー反応によらず、運動や物理的な刺激などによって起こる場合もある。

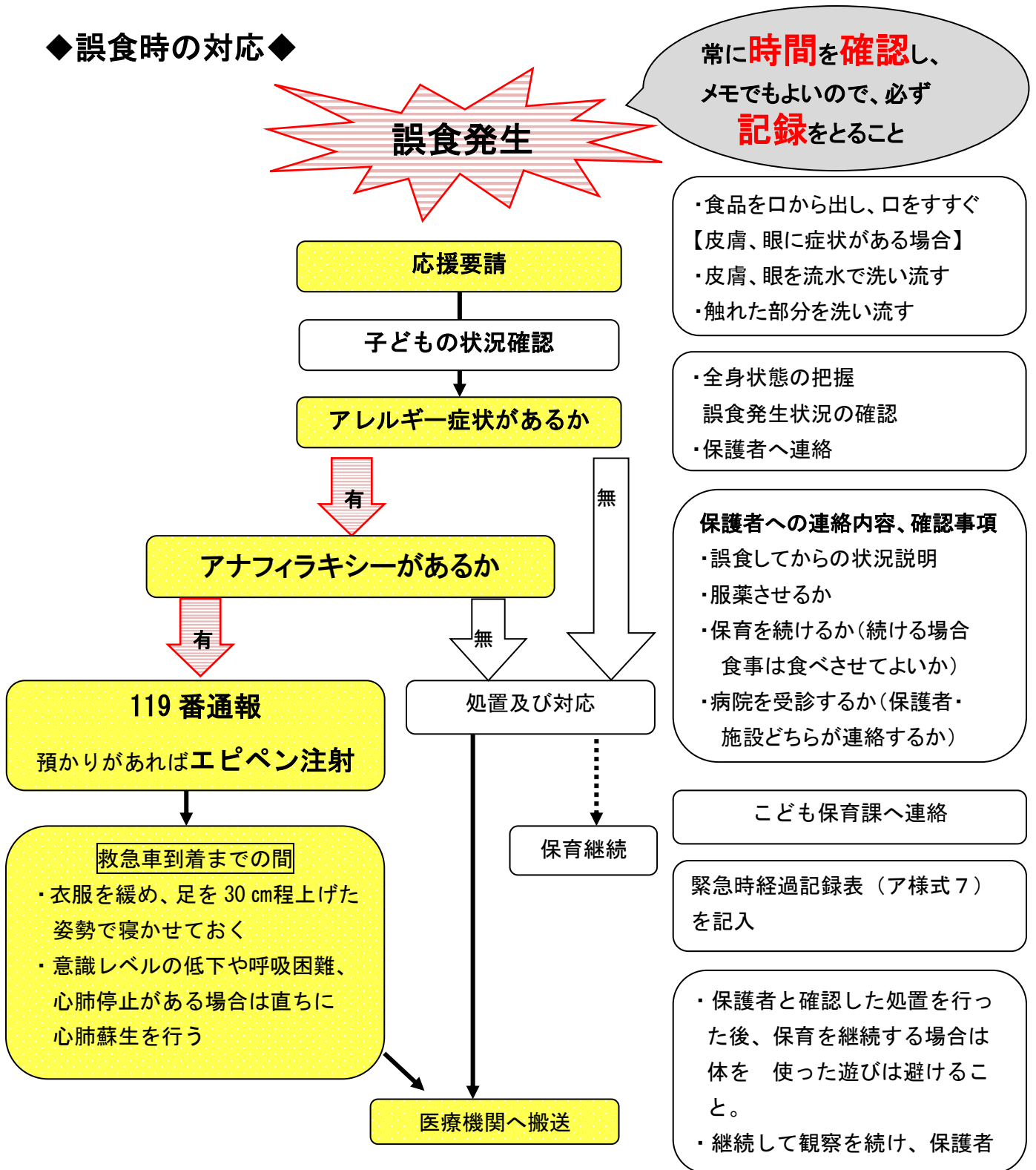
<原因>

乳幼児のアナフィラキシーの原因のほとんどは食物であるが、それ以外にも医薬品、食物依存性運動誘発アナフィラキシー、ラテックス(天然ゴム)、昆虫刺傷などが原因となりうる。

<症状>

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激にみられるが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり、意識が低下するなどのアナフィラキシーショックの状態である。迅速に対応しないと命にかかわることがある。

◆誤食時の対応◆



※基本的に入所・入園時に保護者と確認してある緊急時の対応(ア様式2食物アレルギーに関する調査表)に沿って対応する。

可能であれば、保護者と確認しながら対応できるとよい。場合によっては同時進行もある。

救急時の情報伝達

1. 名前、年齢、性別等の基本情報
2. アナフィラキシー症状が現れている旨
3. アナフィラキシーショックを起こすまでの経過、行った処置と時間

※アレルギー原因食品、処方されている薬名、医師の指示、主治医の連絡先等文書にしておく

○ 臨時職員会議の開催(発生日)

こども保育課(課長または主幹、管理栄養士または指導主事)が同席し、事故が起きた背景と事実確認および分析をし、事故再発防止の最善策をとり全職員で共通理解を図る。

○ 報告書の作成および報告書の提出

事故報告書(ア様式8)に記載し、こども保育課長へ提出する。

施設より 施設長、副園長

こども部より 課長

(こども保育課の出席者については課長より事前に施設へ連絡する。)

◆災害時の対応◆

災害時を想定し、アレルギー用非常食の確保や、避難した場合に誤食が起こらないよう配慮しておくとともに、保護者とも災害時の対応を確認しておく。

(例 災害時は誤食防止のため、年齢に応じた専用の名札をつける 等)


※災害時給食対応マニュアル参照

○ 災害時用名札(見本)…ビブス方式、名札など

- 給食対応をしていないアレルギー疾患を持つ児童(給食提供のない「そば」「ピーナッツ」等)についても用意しておく。
- 時間外保育中の災害も想定し、部屋を移動する際は災害時用名札も移動させる、もしくはその部屋に別の災害時用名札を用意しておく。
- 一時保育利用児の食物アレルギー児についても、災害時用名札を用意しておく。

お も て

う ら

【食物アレルギー】	
食べられないもの	
〇〇保育所・こども園	
まるまる	まるこ
〇〇	〇子(性別)
(年 月 日生)
	 写真

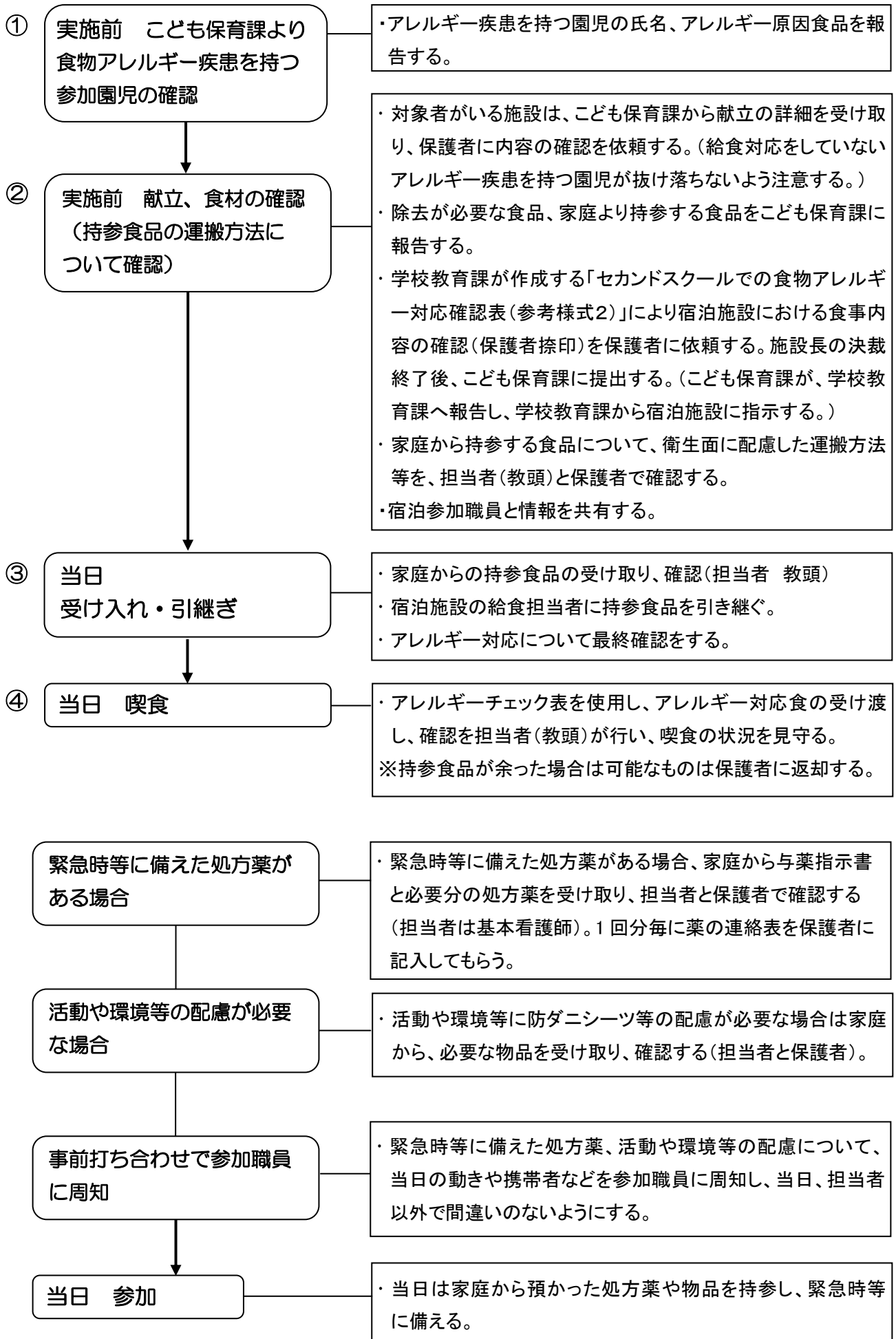
症 状：	(アナフィラキシーの有無、 その他症状など)
処置方法：	(症状が出た際の対応方法)
薬の服用：	(ある場合は薬品名)
緊急時対応医：	(医院名、連絡先など)

○ 着用の目安：避難が必要な場合

施設内にボランティアなど施設外の支援者が入る場合

※毎月の避難訓練時にも着用の訓練をしておく。

◆こども園の宿泊保育におけるアレルギー対応について◆



◆保育所・こども園における食物アレルギー対応の原則(基本的な考え方等)◆

※ 調理室の環境が整備されている、対応人員に余裕がある、また栄養士・調理員の能力が高ければ、個別に対応することを本ガイドラインによって、制限するものではない。

給食、離乳食

子どもの発育発達段階を考慮し、安心・安全に、栄養面が確保されるだけでなく、美味しく、楽しく食べられるようにする。

アレルギー食対応は出来るだけ単純化し、“完全除去”か“解除”の両極で対応を開始するとよい。

保育所・こども園の給食・離乳食の工夫・注意点

1 献立を作成するうえで

① 除去を意識した献立

② 新規に症状を誘発するリスクの高い食物の少ない献立

そば、ピーナッツは誘発症状が重篤になる傾向があり、エビ・カニ、キウイ、バナナは幼児期以降に新規発症する傾向があり注意を要する(※給食に使用しないことを栄養士会で確認)

③ 調理室における調理作業を意識した献立

混入(コンタミネーション)を避けるための作業動線や作業工程の工夫を献立の時点で考慮する。

2 保育所・こども園で“初めて食べる”ことを避ける

3 アレルギー食対応の単純化

保育所・こども園における食物アレルギー対応の基本は、子どもが安全に保育所・こども園生活を送るという観点から“完全除去”か“解除”の両極で対応を進めるべきである。

4 加工食品の原材料表示をよく確認する

5 調理室において効率的で混入のない調理と搬送

調理されたアレルギー食の混入予防や保育室へ搬送するまでの間に誤配がないように食事に目印を付けたり、声を出し確認を調理員間、調理員－栄養士間、栄養士－保育者間など繰り返し行うことを怠らないようにする。

6 保育所・こども園職員による誤食予防の体制作り(知識の習熟、意識改革、役割分担と連携など)

施設全体で日々の情報共有(朝礼等での注意喚起 等)

また対応のマニュアル化、パターン化することが必要である。

7 食材を使用するイベントの管理

食事以外での食材を使用する時(小麦粉粘土等を使った遊び、豆まき、おやつ作りなど)は、注意を忘れる傾向がある。また誤食事故は非日常的なイベント(遠足、運動会など)に起こる傾向があるため、注意が必要である。

8 保護者との連携

一般的な食物アレルギーの保護者は育児不安になることも多く、保育所・こども園では面談等を実施し、日頃から保護者の声に耳を傾けるよう努める必要がある。

9 除去していたものを解除するときの注意

解除指示は口頭のやりとりのみで済ますことはせず、必ず保護者と保育所・こども園の間で所定の書類を作成して対応することが必要である。